

国家にならないインドを構想したガンジーの憲法草案

——主権を70万の村が持つ「村共和国」——

ダグラス・ラミス



去年の8月から
インドにいる。デ
リーにある「発展
社会研究センター

(Centre for the Study of Developing Societies;

CSDS)の研究員になっている。なにを研究してもかまわないという条件の一年契約なので、最初インド独立直後の憲法制定会議の討論を読もうと思った。つまり、歴史の中で最も偉大な非暴力勢力であったといえるインド国民会議がそのまま憲法制定会議になり、どのような議論をして、今の極めて普通の、軍事力のある、戦争のできる憲法を作成したのだろうか、を知りたかった。しかし、憲法制定会議の議事録を読み始めると、これは研究テーマにはならないとわかった。なぜなら、そのような議論はまったく見当たらないからだ。そしてこの憲法制定会議は一九四六年から一九四九年、つまり、ちょうど日本国憲法が公布された時、活躍したので、その日本国憲法についての発言があったはずだと思っただが、それも見当たらない。

◆インド国民会議の国家構想◆

インド国民会議は政治の常識をひっくり返すような勇ましい非暴力独立運動を展開して、イギリス帝国をインドから追い出したが、その独立運動は成功して、今度自分の国家を作る段階になったら、その非暴力の原理を国家に組み込むことを問題外にしたい。

その選択を批判できる立場にいる人はいないだろう。軍事力を持ち、戦争をできる国家をつくる、または軍事力のある国と軍事同盟をつくる、ことは珍しくなく、極めて平凡な選択だ。そして当時のインドでは、憲法制定会議の選択は軍隊をつくるかつからないかではなかった。長い伝統を持つているインド国軍が既に存在していたし、もしかすると、インド国民会議より力のある組織だったかもしれない。そして、独立に伴ってインドとパキスタンとの分裂があり、インド国軍はもう戦争状態に入っていた。そのような状況の中で、憲法制定会議が軍隊と戦争を放棄する憲法を選ばなかったことは驚くことではないが、議論なしでそう選んだのが幾分意外だ。インド

国民会議は独立運動の基本原則としてアヒムサ(非暴力)を厳密にまもったが、そのアヒムサは国家に当てはまらなく、国家は軍隊を持つものだという固定観念を疑うことができなかったのだろうか。

◆インド国軍とガンジーの非暴力思想◆

では、ガンジーもそうだったのだろうか。私はインドへ来てから、「ガンジーは国軍を否定しなかったよ」と何回もインド人に言われた。そしてガンジーの長い一生の中で、彼は何回かそのように読める発言をしたのは確かだ。たとえば……

「臆病者のように己の不名誉の無力な観察者になる、あるいはそうあり続けるよりも、インドは武器を取り己の名誉を守った方がいいと思う。」

また一九四七年、インドの独立政府がインド軍をカシミールへ派遣した時、ガンジーは次のように言った……

「単純な事実として、パキスタンはカシミールを侵略した。インド軍の部隊はカシミール

に入つたが、それは侵略ではない。」

たしかに前者の発言はガンジーの思想を理
解するため、極めて重要だと思う。彼が考え
た非暴力は、無抵抗無活動という意味ではな
いことがこの発言ではっきりしている。これ
は暴力の肯定ではなく、暴力非暴力の問題以
前に、抑圧に対して積極的に抵抗することが
大前提だという考えだ。ガンジーは、スプハ
ス・チャンドラ・ボースのようにイギリス帝
国に対して武装抵抗をした人を一貫して批判
したが、しかしなにも抵抗しない人、あるい
はイギリス帝国の暴力に協力した人より高く
評価した。その判断は「暴力肯定」ではない。

また後者の発言だが、人は反戦非暴力の立
場をとつた場合、侵略戦争と防衛戦争との重
要な違いがわからなくなることはないだろう。
実際この際のガンジーの判断(つまりパキスタ
ン軍は侵略者で、インド軍はそうではない)は正
しかったかどうかをとまかくとして、そのよ
うに区別したことが「戦争肯定」という意味
ではないだろう。

◆ガンジーのインド憲法案◆

そして、ガンジーの次のような発言もある。
「もし私が政府の責任者になつたとしたら、
私はべつの道を辿る。なぜなら、私の下に軍
隊も警察もないからだ。」

実はインド国民会議が、成功にともなつて、
「非暴力活動組織」から「主権国家を作る組
織」へ化け始めると、ガンジーはその組織か

ら離れて、憂鬱になる。彼は「民族の父」
(Father of the Nation)となつていたが、「国
家の父」(Father of the State)になれる人間で
はなかつた。インド国民会議なんの地位も
もたなくなるし、憲法制定会議にも参加しな
い。もちろん彼が憂鬱になつた主な理由はパ
キスタンとの分断のことだったが、憲法制定
会議がやっていることに對する彼の違和感も
もうひとつの理由だつたらしい。

つまり、ガンジーは別の憲法案を持つてい
た。彼は政治学者ではないので、系統的でま
とまつた「憲法案」という文章を書いたわけ
ではないが、彼の講演やエッセイの中で何回
もその憲法案に触れた。彼の弟子であつたス
リーマン・ナライヤン・アガルワル(Srieman
Narayan Agarwal)は、憲法制定会議がガンジ
ーの案を無視していたとわかり、ガンジーの
憲法についての破片的な発言を集めて、『自
由インドのためのガンジー的憲法』
(Gandhian Constitution for Free India)とい
う本にまとめ、一九四六年に出版した。この
本には前書きとして、ガンジーからの手紙が
載せられていて、本の中身は自分の考えと「大
体合っている」と書いてある。

この本には、ユートピア構想として、モア、
フリーエ、オーウエン、サン・シモン、モリ
スなどのユートピア構想と並んで、評価と研
究の対象になるぐらいの中身があると私は思
うが、実は絶版品切れでなかなか手に入ら
ないし、ガンジー研究書の中でもあまり触れら

れていない。なぜだろう。モアたちの理想郷
構想は「不可能」という前提で読まれている
ので、怖くない。しかしガンジーは、もしイ
ンド国民会議に実現する意思があれば、その
憲法案は実現可能だと思つていたので、怖い
のだ。読む人は、その案の意味を考える前に
「これは現実的ではない」と否定して、頭か
ら払つてしまふ傾向があるのではなかるうか。
たしかにガンジーの憲法はラディカルだ。

「国家は濃縮して組織された形になつた暴
力だ。個人には魂はあるが、国家は魂のない
機械で、自分の存在が依存している暴力から
引き離すことが不可能だ」

と書いたガンジーは、国家にならない憲法を
提案した。その提案の基本は次のとおりだ。
「独立は下からはじめなければならない。し
たがつてそれぞれの村はすべての権力を持つ
共和国、つまりパンチャヤートになる。」

この憲法案について解説を書く人は、よく
「共和国」の代わりに「共同体」とかのよう
な、もつと曖昧な言葉に入れ替える。しかし
ガンジーは、パンチャヤート＝村議會は共和
国、つまり主権を握つていて政治形態になる
と書いた。近代国家は「主権在民」の原理に
基づいていることになつてはいるが、それは具
体的には、定期的な選挙の形にしかならない。
ガンジーの憲法は、主権在民の原理をその極
端な形として具体化する。つまり主権を首都
から奪つてそれぞれの村に配る。インドには

七十万の村があるので、この憲法案が文字通り実現されれば、世界の主権国家の数ほんんと増えて、国連総会議事堂は混むことだろう。(だが実際には、この案によると、その七十万の村共和国はゆるい連盟のような全インドパンチャヤートをつくることになっているので、その連盟から一人だけの国連大使が選ばれるだろう)

◆メインの「村共同体」やクロボトキンの「協同扶助論」、マルクスの「コミュニオン」◆

ガンジーはイギリスの歴史学者メイン(Henry Sumner Maine, 1854-1869)から影響を受けたらしい。十五年間インドに住んでいたメインは、特に彼の『西洋と東洋における村共同体』(Village Communities in the East and West)では、古代の村は事実上独立かつ自立した共同体であり、法、人権、民主政治の根源である、と説いた人だ。特にインドのパンチャヤートは昔から村の統治権を握って、上に国王あるいはマハラジャがいても、村レベルであまり影響を受けていなかったようだ。したがってガンジーの憲法案は、人類が一度も経験したことのない政治形態ではなく、インドの歴史に基づいたものだ。この考えはクロボトキンの『協同扶助論』に近いし、ロシアの伝統的な農村コミュニオンは近代共産主義的なコミュニオンにそのまま変身できるかもしれないと考えた後期マルクスと比較すると興味深いだろう。

しかし、そういった思想家の村のイメージ

と、ガンジーが考えたパンチャヤート制度には、大きな違いがある。それは、その国家を形成しないインドは基本的に非暴力であるということだ。それは消極的な非暴力ではなく、それぞれ七十万の村の村民は、みなサティヤグラハ、つまり、非暴力抵抗活動、の訓練を受ける。これは「まあ、おそらく誰も侵略してこないだろう」という甘い平和主義なのではなく、侵略不可能な、ハリネズミのような国の構造だ。

◆濃縮して組織された形の平和◆

アガルワルの本には、村から間接的に選ばれた全インドパンチャヤート(国連、またはEUのような組織かな)の機能として、「インドを海外からの侵略から守る」と「有事の際、国内の治安を維持するための保護者部隊を設ける」ことが入っている。確かに、パキスタンとの分裂から生まれた混乱におちいっていた当時、後者を入れないと説得力がなかったのだろう。しかし、全インドパンチャヤートは、国連総会と同じように、主権を握っていないので、その権限の下できた保護者部隊には、国連の公務員と同じように、いわゆる正当な暴力の権利はないだろう。そして前者、つまり国を守るといふ機能とはどういう意味だろうか。軍隊を設けるとは書いていないし、現実問題としてこのような政治形態の構造なら、軍隊を設けることは不可能だ。軍隊を設けるのには、主権のある、権力を握っている、

交戦権をもっている中央政府が必要だ。ガンジーの憲法案には、その「濃縮して組織された形になった暴力」である国家を解体して、その替わりに「濃縮して組織された形の平和」の組織を設けることになっている。主権は村にあるので、全インドパンチャヤートの「国を守る」役割は、村のサティヤグラハ活動を整理したり調整したりすることにすぎないだろう。

ガンジーが、日本国憲法のように、「国の交戦権はこれを認めない」というのはっきりした言葉を使わなかったことは、残念かもしれない。しかし、ある意味でガンジーの憲法案と日本国憲法の平和国家案はお互いに補足的である。日本国憲法の方が、言葉として戦争をはっきりと否定しているが、「濃縮した暴力としての国家」をそのまま残しているので、その国家は平和憲法を守ろうとしない。ガンジーの案は、その言葉は日本国憲法ほどはつきりしないが、戦争のできない、軍隊を設けられない組織になっている。

日本国憲法のことを初めて出会う人は衝動的に「無理」だと否定して、そしてその憲法によさからにも学ばないことがよくあるだろう。憲法を実現する運動をしている人は、ガンジーの憲法案をすぐ「無理」だと否定しなければ、そこから学べることもあるかもしれない。

(だがらす・らみす、政治学者、沖縄在住、本会員)